

《研究ノート》

ヨーロッパ・インド・中国における

「賤民」の社会像

桐村 彰 郎

はじめに

「伝統的被差別民」を対象に、ヨーロッパ、インド、中国、朝鮮、日本を中心として、賤視・差別の比較検討をおこない、その社会像を総合的に描いてみたいと思うようになった。それは、一九九七年度から、本学（奈良産業大学）で人権論A（同和問題論）を担当することになったこととも関係がある。これまで、部落問題に関する論考をいくつか書いてきたが、それはじつは、自らの研究関心と部落問題領域との重なりあう部分に限られていた。自分にとって「おいしい」とする部分のつまみぐいである。そのため、新しい講義の準備のために、部落問題のあらゆる領域に目を配る必要が出てくると、自らの無知を思い知らされるとともに、体系的なアプローチ——わたしにとっては、思想的アプローチが主たるものになるが——への意欲が大きくなっていった。その際、わたしにとって、「賤民」研究を日本にのみ限定せずに、広く世界各国に関する研究から学び、新しい知識・新しい視角・新しい方法を身につけること

が、かえって日本の部落問題を研究するにも有益ではないか、と考えるようになったのである。

このような問題意識にささえられて、研究に着手することとなったが、時間と能力に限界がある。現在の力では、朝鮮における「賤民」研究はとて無理であることから、今回は見送ることとした。また日本のそれについては、できるかぎりはいい機会になんらかの形で挑戦することとした。

このように自らを限定することとして、まずはヨーロッパ、インド、中国の「賤民」研究から入ったが、力量不足を暴露することになった。本格的な「研究論文」は他日に譲ることとして、今回は「研究ノート」として発表するゆえんである。さらにいえば、総合的社会像をそれなりのものとして描けたとも思われず、全体的にはまだ「研究ノート」のための基礎作業というほどのものであろうか。

ヨーロッパに関しては、ほとんどもっぱら阿部謹也の研究業績に依拠する以外に、現在のわたしには途がなかった。これを出発点としてさらに模索をつづけていきたい。インド、中国についての大枠は依然として沖浦和光の業績に頼る部分が多い。今回はこれに若干のものを付け加えた程度にとどまっている。

はなはだ拙いこの小稿をわたしの今後の研究のための手がかりとしたい。

一、ヨーロッパにおける「賤民」—その成立と解体

(一) ヴェルナー・ダンケルトの「賤民」論

ヨーロッパにおける中世賤民の具体像については、阿部謹也の一連の労作『「刑吏の社会史」(中公新書、一九八七)、『中世賤民の宇宙』(筑摩書房、一九八七)、『甦る中世ヨーロッパ』(日本エディタースクール出版部、一九八七)、『ヨーロッパ中世の宇宙観』(講談社学術文庫、一九九二)、『ヨーロッパを見る視角』(岩波書店、一九九六)などにくわ

しい。それによれば、中世賤民の研究は、ヤーコプ・グリムや法制史研究者などによっておこなわれてきたが、その成立原因については十分に解明されたとはいえず、二〇世紀には少なくなり、戦後唯一のスタンダード・ワークとしては、ヴェルナー・ダンケルト (Werner Danckert) の『賤民』 (Unehrlche Leute) (一九六三) が挙げられるのみだという。ヨーロッパでは現在、中世賤民にたいする差別が基本的に消滅したとされていることと関係するのであるか。以下、阿部謹也の業績に依りつつ、その成立と解体について考えることとしたい。

ダンケルトの賤民成立論とは、「ふたつの文化 (キリスト教とゲルマン文化) が重層し、前の文化があとから入ってきたより優勢な文化に屈伏させられる過程で、前文化の神々や祭祀習慣がタブー化され、はじめは怖れの対象であったものが賤視の対象に変化する」とするものであるが、ここでは次のようなエレメントとの関係で賤視の問題を考えている。

- ① 死、彼岸、死者供養 || 刑吏、獄吏、捕吏 (目あかし)、墓堀人、塔守り、夜警、浴場主、理髪師、外科医。
- ② 生、セックス、エロス、豊饒の観念 || 森番、木の根売り、亜麻布織工、粉挽き (水車小屋の持主)、娼婦。
- ③ 動物 (鳥、昆虫、爬虫類) || 皮剥ぎ、犬皮鞣工、家畜を去勢する者。
- ④ 大地、火、水、(風) || 道路清掃人、煙突掃除人、陶工、煉瓦工、乞食、乞食取締役、遍歴芸人、遍歴楽士、英雄叙事詩の歌手、魔法の歌手。

その他、エレメントと無関係なものとして、収税吏、ヨーロッパ周辺部の少数民族、ジプシー (ロマ)、ユダヤ人など。

これにたいして、阿部謹也は、ダンケルトの論の内容の不鮮明さ、説明の不十分さを指摘しつつも、上述のエレメントとのかかわりで賤視の問題を把握しようとしていることに注目し、ダンケルトがまったく扱わなかった中世人の

ふたつの宇宙観との関連で賤民論を展開した。

(二) 中世人の宇宙観

阿部謹也は、中世人はふたつの宇宙のなかで生きていたという。自然界の諸力を人間が辛うじて制御していると考えられた範囲内が小宇宙 (Mikrokosmos) で、その外側に広がっているのが、人間にはとうてい制御できない、悪魔、諸霊や巨人、小人、死などが支配する大宇宙 (Makrokosmos) である。この観念は古代から受け継がれたもので、この両宇宙は排他的なものではなく同じ要素から成り立ち、同心円のひとつの宇宙を成してもいたのである。これについては、一二世紀の神秘主義者・ピンゲンのヒルテガルト (一〇九八—一一七九) の描いたイメージが有名だが、大宇宙に取り囲まれてその怖れのなかで日々の生活を営む一般民衆の意識は、より具体的に独自の内容をもっているといわれる。

一般民衆にとって、火、水、大地、森、嵐、動物、性など大宇宙の要素とそれにかかわる人々、すなわち、民衆に不可欠の仕事に携わりつつ、ふたつの宇宙の狭間で働く人々は、畏怖の対象であり、異能の存在であった。以下、簡単にまとめておく。

火 竈の火は、大宇宙の要素である火を小宇宙のなかに取り込んだもので、危険かつ神聖なものとしてあがめられた。他方、家や共同体の外に存在する野性の火 (山火事、鬼火、稲妻など) は、火を噴く怪物や地獄の劫火とみられ、野外の火を扱う仕事は大宇宙と直接かかわることであり、特殊な能力が必要と考えられた。こうして、煙突掃除人、浴場主、陶工、煉瓦工、鋳物工は畏怖される人々であった。

水 水は浄化能力をもつものであった。川はあらゆる汚れを流し去る大宇宙へのパイプであり、冥界への道であつ

た。飲料水や料理のための水、あるいは灌漑用に引き込まれた水は、大宇宙の要素である本来の水を人間がなんとか制御したもので、洪水や嵐の水、海の大波とは別種のもつとされた。村はずれで孤独に住み、川辺で粉を挽く水車小屋の持主（粉挽き）は、大宇宙から流れ出てくる水を相手にしており（下掛け式水車で、川から水を引いてダムをつくり水位を調節）、通常の人間にはない別種の能力が必要とみられた。

大地Ⅱ大地は不思議な靈力に満ちたもので、汚物、泥、糞尿、埃などは、ときに聖なるものとみられた。腐敗はモノの変化であり、湿った大地、泥のなかからすべてのモノが生まれるとされた。古代文明の愛や生の神はいずれも湿った土地、泥、糞尿の神であり、汚物や糞尿が生命の源泉であるという考え方は、近世まで一般的にみられ、魔女や呪術師が治療に用いた。また、汚物や糞尿は、人間が辛うじて掌握している人体や共同体という小宇宙から外部へ排泄されたものであり、その瞬間に大宇宙のものとなる。それ故に、汚物を処理する道路清掃人や川掃除人は大宇宙を相手に仕事をする特別な能力を備えたものとみなされ、畏怖された。ヨーロッパの農民がそうではなかったのは、そこが農業国で、農民がその人口の八割というマジョリテイを構成しており、共同して大地を耕す作業自体は小宇宙の仕事として位置づけられたからであるという（C. アラブ地域の農民）。

森・野原Ⅱ開拓された村は垣根で囲まれ小宇宙を形成した（Ehertiede）が、それを囲む森は生活必需品供給に不可欠の場であるとともに、恐ろしい狼や未知の悪霊の住む場所であり、その点で森番は異能の存在であった。また、ひとり野原の大自然のなかで狼などを相手に羊を守る羊飼いは、大宇宙と折り合いを付けている存在とみられた。

獣Ⅱ野獣はデモニッシュな存在で、動物はすべて大宇宙の生物であり、異界、冥界と関係をもつ。猫や犬、牛や馬などの家畜化した動物も死後は大宇宙へ戻るから、その死体を扱う皮剥ぎや犬皮鞣工は特別の能力が必要であった。また、本来大宇宙に属する雄牛、雄豚、雄馬、雄山羊を去勢する仕事は聖なる儀式で、もともとは司祭、神官の仕事

であり、家畜を去勢する者はその神聖な仕事を継承したのであった。

そもそも人間と動物の間にははっきりした境界はなく、夢のなかで、あるいは死後、人間は昆虫や動物に変身する存在としてイメージされていた。

性Ⅱ人間の体にある九または一〇の穴をとおして、小宇宙である人間は大宇宙と結びついている、と考えられていた。特に口と肛門と生殖器が重要だった。人間は口から大宇宙のモノを身体に取り込み、肛門から大宇宙に戻している。性器をつうじての出産活動は大自然と同じ営みである。性は豊饒観念(神)と密接に関連しており、神秘的世界にぞくする。こうして娼婦は女神としての位置をもった。同時に、人間は、性という奔放な大宇宙のエネルギーを、火や水と同様に、自らの小宇宙に取り込み制御しなければならず、性をめぐる種々のタブーが発生した。

死・彼岸Ⅱ死は小宇宙から大宇宙への旅立ちを意味し、死刑執行者はかつては司祭や貴族などの高位の者であった。死にかかわる仕事は、両宇宙を股にかけるもので特別の能力が必要とされ、刑吏、墓堀人などは異能の存在とされた。また、頭髮や爪、あるいは身体の一部などを扱うことは、人体という小宇宙の一部を大宇宙へ送り返す行為であり、理髪師や外科医は特別の能力の持主であった。

その他Ⅱ塔守りは小宇宙から大宇宙を見張っている存在であり、また、乞食、乞食取締役、遍歴芸人、遍歴楽士、英雄叙事詩の歌手、魔法の歌手などは放浪生活で大自然と関わりをもつものと考えられよう(芸人、楽士、歌手などは大宇宙の音を表現する存在で、のちにキリスト教から悪魔の音楽とされた)。

(二) 畏怖から賤視へ

大宇宙は、人間に不可欠のモノであるとともに、死や病氣、不幸という致命傷をもあたえ得る有害でおそろしいモ

ノでもあり、そしてふたつの宇宙の狭間にあって、この大宇宙を相手に仕事をする人々は、特別の能力をもつとして一般民衆から畏怖された存在であった。この人々がなぜ賤視されることになったのか？

賤民身分の成立は、一二、三世紀以降、中世後期の現象であって、キリスト教が普及していき、都市共同体、村落共同体が成立していく時期であった。一三世紀末には西欧のどの村にも教会ができ、死生観が転換されていった。

キリスト教はふたつの宇宙の存在を否定し、天地創造の神話でもって、キリスト教的なひとつの大宇宙の論理で、すべてを一元的に整序しようとした。賤視されていく人々と同じ側にあって、雨を降らし、病気をも治すという非日常的な能力をもったという王や神官・司祭は、キリスト教に改宗してその地位を認知され、キリスト教的なひとつの宇宙を民衆に押しつけていった。かつての神々、諸霊の並存する多元的なアニミズムの世界に代わって、均質的・一元的世界が登場した。ここでは、これまで循環し交替すると認識されていた森羅万象が、天地創造からイエスの生誕と死、復活、そして再臨、千年王国、最後の審判へといたる直線的な時間の展開のなかで、位置づけ直されたのである。すでにすべての事柄が決定されている。神の摂理は人間にわからないだけで全部決定済みなのである。

しかし、キリスト教の教義は、民衆の感覚の次元まで納得させるものではなく、中世後期の人々は、伝統的思考とキリスト教の教義の間で揺れ動いていた。キリスト教は、大宇宙は怖ろしいものだという観念を否定した。したがって、ふたつの宇宙の間で働いているとされた特別な能力をもった人間などは存在しないのである。一二、三世紀に、農村や都市の深部をキリスト教が掌握していくことは、かつてふたつの宇宙の間で特異な位置を占め、民衆の畏怖の的であった異能力者がその位置を失っていくことを意味する。かれらは公的な場から排除されながら（例えば、刑吏は教会での結婚式、教会による埋葬を否定され、ミサへの参列も片隅の席でなければならなかった）、日常生活の場では怖れられるのである。このアンビバレントな状況のなかで、かつては畏怖の対象であった人間とその職業が賤視の

対象へと変化していったのである。

賤視は、感覚のレベルでふたつの宇宙が依然として存在するにもかかわらず、理念のレベルでふたつの宇宙の枠が取り払われ一元化されていくときに生じた。キリスト教がふたつの宇宙を否定し、大宇宙を無価値化、反価値化することによって、ふたつの宇宙の間で働く異能の人々も無価値化、反価値化され、そしてそれを理念のレベルで受け入れつつ、感覚のレベルで拒絶する民衆のあいだで賤視観が拡大されていった（ただしに普通の人間とみるのではなかったのである）。

最も賤視され、その誕生から死にいたるまで不可触民として嫌悪の対象となつたのが刑吏であつた。その詳細は『刑吏の社会史』にくわしい。刑吏の副業となることの多かつた皮剥ぎも不可触民で、刑吏と同様最も穢れた存在とされた。刑吏、皮剥ぎとともに賤視されたのが、道路清掃人、下水溝清掃人であり、これらは多くの地域で皮剥ぎや刑吏の副業であつた。刑吏は娼婦宿を経営する権利をもち、拷問や処刑の専門家として高度の医学知識の持主であつた。民衆は夜にこっそり刑吏から薬を求めたのである。粉挽きや亜麻布織工が賤視されたのは、絞首台用の梯子や綱を納入したからだといわれる。触穢思想による差別である。一三世紀以降、都市の成立のなかで刑吏をはじめダンケルトの掲げたようなさまざまな職業の人々が差別されていった。その程度には差があるがいずれも穢れ観にもとづくものであつた。かれらは、一八、一九世紀まで、結婚や職業選択において、また法的権利においても厳しく差別されたのである。

皮剥ぎも刑吏も市民権をもたず、厳しい賤視の下にあつたが、他方それぞれの地域で多くの特権を与えられていた。『刑吏の社会史』によれば、皮剥ぎの最大の特権は独占営業権で、それは一定地域に他の皮剥ぎの営業を認めない禁制権とその地域内の家畜すべてにたいする処理権からなつていた（二五頁）。家々から出る塵芥はその処理を副業とす

る刑吏の所有物となった(二二七頁)。自殺者の死体の傍らに立って、刑吏が処刑用の剣をのばして円を描くと、そのなかのものはすべて刑吏のものとなった(二二八頁)。刑吏はまた処刑者の帯の下のものを自分のものとし、あるいは娼婦宿を管理することができた(二二七頁)。なお、亜麻布職工は一般的には被差別民だが、地域によっては異なるし、浴場主や理髪師はハンブルグでは差別されていないという報告もあるという。

こうして、貴族身分、市民身分、農民身分などのような身分の外に「賤民」身分が存在することになったが、同職組合(guild, Zunft)が特定の職業従事者の子弟の加入を拒否し、その閉鎖性が「賤民」存続の大きな力となった。

中世をつうじて、聖人(聖者)信仰がキリスト教の中心になっていった。教会は、聖人信仰を中心にして活動を展開し、民衆の理解を獲得していった。教会へいけば、すべての病気が治り、さまざまなことを祈願できる。こうして、かつて小宇宙に生きていた民衆の不運、不安などを聖人が全部引き受けることになった。聖人信仰がかつての畏怖された人々の仕事を全部引き受けるものとして成立したのである。

(四) 「賤民」身分の解体

小宇宙としての共同体が解体し、感覚の次元でもふたつの宇宙の存在が希薄になってきたとき、そして均質的・一元的な世界像が普及したとき、賤民身分は消滅していく。この事態は、西欧においては一八世紀の啓蒙思想期にみられる。

キリスト教による宇宙の一元化は、一方で差別を生んでいたが、他方で、差別を解消する面をもった。大きな意味で宇宙の一元化がおこなわれ、その一元化が最終的には啓蒙思想につながっていく。ひとつの宇宙が、世俗化されてキリスト教の教義とは異なった進路をとり、近代自然科学が発展すれば、一八、一九世紀にはふたつの宇宙観が

ヨーロッパの公的な場で消えていくにつれて、被差別民も消えていくことになる。

一五四八年、一五七七年の帝国警察法令では、多くの「賤民」に同職組合への加入権が認められ、一七三一年の皇帝勅書でほとんどの「賤民」にその権利が拡大された。しかし、皮剥ぎとその子孫は二代にわたって例外とされた。刑吏の場合も同様であった。一七七二年の皇帝勅書は、皮剥ぎの子孫が父の職業につかなかった場合にのみ名譽を認めた（プロイセン・ラント法も同様）。一八一九年、フリードリッヒ・ヴィルヘルム三世は、刑吏の徒弟に軍務を課しはじめて刑吏に市民としての名譽を与えた。こうして一九世紀にはいつてようやく刑吏に名譽の回復がおこなわれたのであった。「賤民」身分の解体は、富国強兵政策にもとづく近代常備軍の整備、国民皆兵制度の力が大きなものだった。また、同職組合が一八世紀には衰退し、一九世紀には営業の自由権の保障によって最期を迎えたことも、「賤民」身分の解体に寄与した。

ヨーロッパの場合は、大多数の被差別民が都市周辺部に居住していたから、市壁が壊されると都市は一元化され、また刑吏の町、皮剥ぎ通りという呼称が、別の名に変わっていく例が一九世紀に急速に進行していく。

阿部謹也は「刑吏にたいする差別はほとんど消えていると言っていると思います。皮剥ぎなどに対する差別も全くないと言っていると思います」と述べている（『ヨーロッパ中世の宇宙観』二二八頁）。他方、東日本部落解放研究所の藤沢靖介はイタリヤ靴職人にたいする差別は依然としてあるようだと言った。阿部謹也自身も、現在ヨーロッパでは公的にも私的にもならぬ差別はない、と述べつつも、Eise Angstrom がその苗字のゆえに、幼年期にくやしい思いをした可能性や、パリの名高い死刑執行人のサンソン家との関わりを否定した二九世帯のサンソン家の例を挙げている（『刑吏の社会史』四一六頁参照）。筆者には、この問題についてこれ以上語る資格はないが、ただ、少なくともヨーロッパでは、「伝統的賤民」については、日本におけるような差別落書をはじめとする差別言動や、結婚・

就職差別は存在しないのではないか、と思われる。

なお、阿部謹也は、ヨーロッパにおける「個人の成立」に、贖罪規定書にもとづく「告白の制度化」が果たした重要性を論じているが（『ヨーロッパを見る視角』九一頁以下、二九三頁以下参照）、この点について簡単に言及しておきたい。それはまた「世間」（『慣習、血縁などの利害関係にもとづく人間関係』）の解体を意味し、「伝統的賤民」への賤視の消滅につながる問題でもある。

一二一五年のラテラノ公会議で、告白は国王、司祭を含むすべての成年男女の義務とされ、年に一回の告白が義務づけられた。それは、すべての者が絶対者の前で自分を見つめること、すべての者があらゆるしがらみ（伝統的な対自然・対人間関係をふくめて）から自由で独立の個として、平等に例外なく、絶対者に対峙することを意味した。これを原点として近代的な「人」（自由・平等・独立の個人）が成立し、そして、その個人の結合による「社会」が作られたのである。ここに理念としての人権概念が成立し、伝統的賤視の消滅の決定打となった。ただし、実体としての人権は普遍性をもたず、階級としてはブルジョアジー、性としては男、人種としては白人、さらにいえば国家としてはヨーロッパ諸国に限定されたものとして存在した。それは新たな差別とその克服の出発点を作り出したのである。ユダヤ人差別については『ヨーロッパ中世の宇宙観』（二〇八頁以下）を参照されたい。私にとつては今後の課題であるが、ユダヤ人差別は、「異教徒」であり、かつ、イエス（彼自身もユダヤ人だったが）を十字架刑に追いやったユダヤ人というキリスト教の視点から、またロマへの差別はキリスト教の「徳化」のおよばない流浪、辺境の民という観点からの考察が必要ではないかと思われる。

二、インドにおける被差別民—その成立と現状

(一) インド史概略

沖浦和光「揺れ動くインドのカースト制度」(一九九六・五)を参考に、インド史の諸段階を整理すると以下のとおりである。

① アニミズムにもとづくインダス文明の段階(前三五世紀—前一七世紀頃)。

インダス文明には、人類史の初期段階に普遍的にみられる、自然界のあらゆる事物に精霊が宿っていると考える。アニミズムがみられる。その出土品から、当時すでに太陽・大地母神・樹木や巨石・性器などが「聖なるもの」として聖別されていたことがうかがわれる。

② 中央アジアの遊牧民・アーリア人の侵攻と、彼らによるバラモン教布教の段階(前一七世紀—前五世紀)。

アーリア人は中央アジアにいたコーカソイド系の騎馬民族で、前一七世紀頃にカイバル峠を越えてインド亜大陸へ侵攻を開始し、主として農耕に従事していたドラヴィダ系を中心とする先住民族を南方に追いやりながら、インド亜大陸の北部を制覇する。そして、先住民族のアニミズム・シャーマニズムにもとづく土俗信仰との融合をとげながらやがて三世紀頃からはバラモン教をヒンドウ教へ発展させていくことになる。

③ ブッダによる仏教の興隆と、バラモン教との相克の段階。前三世紀頃からのマウリア王朝によるインド統一と、第三代アシールカ王による仏教の流布(前五世紀—後六世紀)。

バラモン教がもちこんできたカースト制度は、白人系のアーリア人を上位身分とし、有色人を下位身分とする人種差別思想にもとづいている。これに対し、ブッダを中心とする原始仏教は「一切衆生・平等往生」、「四性平等」を説

いて鋭く対立した。

④ 仏教の衰退とヒンドゥ教の確立。四世紀の頃から北インド統一に成功したグプタ王朝の時代にバラモン教哲学が復興し、しだいにヒンドゥ教の強固な基盤を築いていった(六世紀～一二世紀)。

アーリア人は、原住農耕民を従えるために、騎馬民族としての習俗を捨てて、旧来のバラモン教の基盤の上に、「聖牛信仰」、「不殺生戒」、「浄・穢」思想をはじめとするヒンドゥ教独自の体系を確立する。ヒンドゥ教は、多神崇拜と偶像崇拜を極度に発展させた世界宗教上例のない多神教である。アニミズム以来の土俗信仰とさらに諸民族が奉じたさまざまな自然神・民族神などを吸収しながら確立されていった。

⑤ イスラム勢力の侵攻。ムガルル王朝支配下におけるヒンドゥ教とイスラム教の共存の時代(一二世紀～一八世紀)。

⑥ ゴアを基点とした西欧カトリック教勢力の進出。一六世紀からポルトガルがインド貿易を独占していたが、一七世紀からイギリス・オランダ・フランスが介入を開始。一八世紀におけるムガルル帝国の衰退とイギリス東インド会社の進出。イギリスによる植民地時代(一八世紀～二〇世紀)。

一二世紀西アジア・中央アジアからのイスラム教の進出、一五世紀からの西欧キリスト教の伝播も、ヒンドゥ教の強固な基盤を崩すことはできなかった。ヒンドゥ教からイスラム教やキリスト教に改宗したのは、苛酷な差別から免れようとしたアウト・カーストや低カーストの人々であった。

⑦ 一九四七年八月一日、イギリスからパキスタンとともに独立。現在、日本の約九倍の土地に九億五〇〇〇万を超える人口をもつ多言語・多宗教の国。憲法は「社会的・非宗教的・民主主義的共和国」として、不可触民制の廃止を宣言し、カーストを理由とする差別を禁止するとともに、積極的に指定カースト(SC)、指定部族(ST)、さ

らには、その他の後進諸階級（OBC）のための政策（留保制度＝reservation system）を展開しているが、カーストによる差別は依然として深刻である（現代）。

（二）カースト制度の根底を規定する『マヌ法典』

エリートバラモンたちは、人々の行動準則と社会体制の確立を企て、前六世紀から一九世紀半ばまでダルマ・シャーストラと総称される一大文献群を書き継いできた（細かく分類すると前六世紀から前二世紀頃にかけてのダルマ・スートラ、前二世紀から後五ないし六世紀頃にかけてのダルマ・シャーストラ、七ないし八世紀以降の注釈書、および一二世紀以降のダルマ・ニバンダ）。「マヌ法典」はその文献群のひとつで、第二期（前二世紀から後二世紀頃）に編纂されたものだが、それは、カースト制度の根底にある宗教的・文化的生活規範を律する存在として、その後のインド社会に決定的な影響力と役割をはたした。「マヌ法典」は「インドの伝統的な正統世界あるいはヒンドゥー教世界を通じて、その社会体制および人々の価値観と生活の深層部を支配してきた」のである（渡瀬信之『マヌ法典』中公新書・一九九〇）。

『マヌ法典』には、創造主ブラフマンとその子マヌによってこの世界が創造されたこと、この世界の維持と繁栄のためにブラフマン自身が、固有の使命をもった四ヴァルナ・身分（その口からバラモン、その腕からクシャトリヤ、その腿からヴァイシヤ、その足からシュードラ）を造り出したことが記される。これは歴史的に形成されつつあった四身分を主とする社会体制＝ヴァルナ体制を、神的に権威づけるものであった。

『マヌ法典』においては、理念化されたバラモンの生き方が他の身分のモデルで、第二章から第六章までがバラモンの生き方についての規定、ついで第七章から第九章までがクシャトリヤの生き方についての規定であり、ヴァイシ

ヤ、シュードラについては社会的職務を中心に若干の叙述があるにすぎない。最下層の集団（後にアンタツチャブル
 Ⅱアウト・カーストとして発展）についてはわずかに言及されるのみである（例えば、シュードラの男とヴァイシャ・
 クシャトリヤ・バラモンの娘に生まれた子Ⅱ「アーヨーガヴァ・クシャトリ・人間のなかで最低のチャンダーラ」、
 一〇・二二、一〇・一六。死刑執行人はヴァルナ体制の最下層のチャンダーラあるいはシュヴァパチャたちであった）。
 ここでは、バラモンはヴェーダの教授・祭式の司祭・適切な人間から贈り物を受け取ることの三つが、クシャトリヤ
 は人民の守護が、ヴァイシャは牧畜・商業・金融・農耕が、シュードラは上位三ヴァルナに隷属し奉仕することが、
 また、上位三ヴァルナは、ヴェーダの学習・供儀・贈り物をするものが、それぞれの社会的機能とされ、各身分はそ
 れを天職として遂行すべきものとされた（上位三ヴァルナはそれぞれ知、力、富を表す）。

そして、現実とのギャップは、「窮迫時の規定」や「混血の理論」で整合性がはかられる。たとえば、現実にはさま
 ざまな職業に従事しているバラモンなどにたいして、状況好転時に正業へ復帰することを条件として、これを窮迫時
 の例外として認めたり、上位ヴァルナ配当の職業へ他の者が従事することを禁止したり、また、現実に存在する四ヴ
 アルナ以外の多様な集団を、同一ヴァルナ間の結婚規定を無視した結果生じた悪しき混血として説明し、四ヴァルナ
 から派生したものと位置づけたりするのである。「混血の理論」においては、上位の男と下位の女に生まれた子供
 は高く（アヌローマ）、上位の女と下位の男の子供は低く（プラティローマ）ランクづけられ、無限の組合せが可能と
 なる。

『マヌ法典』において、ヴェーダ（リグ・ヴェーダ、ヤジュル・ヴェーダ、サーマ・ヴェーダ、アタルダ・ヴェー
 ダのうち、主要なのは前の「3ヴェーダ」とされる）は永遠不滅の知識の総体であり、ダルマ（理法Ⅱ根本規範、人
 間の本来の在り方）の価値体系の究極の根源である。このヴェーダⅡダルマの価値世界は、徹底的に「浄」の世界で

ある。不浄を排除し、清浄を保持することを本質とする世界である。『マヌ法典』の世界は「浄」と「不浄」に峻別される世界なのである。

清浄を体現するものとされるバラモンに禁止される飲食物は数多いが、そのなかでも特に茸・畜豚・にんにく・畜鶏・玉葱・にら・スラー酒（ラム酒）を意図的に飲食するときは、パティタ（ヴァルナからの放逐者）となり、あるいは死ぬまで清めを宣告されない（渡瀬訳『マヌ法典』中公文庫・一九九一。五・一九、一一・一四七。詳細は渡瀬『マヌ法典』一二三頁以下）。

また『マヌ法典』は、バラモンが祖靈祭から排除すべき九三種の人間（バラモン）を列挙する（『マヌ法典』三二一四九―三二一六八）。そのうち、主要なものは以下のとおりである。泥棒・パティタ・去勢者・不能者・賭博者・医者・寺院祭官（デーヴァラカ）・肉売り・小物商・村あるいは王の小間使い・高利貸し・肺病者・牧夫・歌舞芸人・放火者・航海に出るもの・吟唱者・油売り・前世の罪による疾患をもつ者・殺人者・酒飲み・弓矢作り・癩癩者・白癩者・狂人・盲人・象、牛、馬、駱駝の調教者・占星術師・鳥の飼育を生業とする者・武芸の師・建築従事者・使者・樹木の生育を生業とする者・鷹匠・農夫・羊飼い・水牛飼い・死体運搬者・その他（詳細は渡瀬『マヌ法典』一一一頁以下）。渡瀬は、このリストから、当時司祭とヴェーダの教授を任務とすべきバラモンがいかに多様な職業に就いていたか、またどのような職業の人間が嫌悪され排除されたかを示すものとして注目する）。

同様に、バラモンが飲食物の受け取りを禁止される人間の主なものは次のとおりである（『マヌ法典』四・八四―四・八六、四・二〇五―四・二二五）。屠者・油絞り・酒屋・遊女屋経営者・王・去勢者・病人・月経中の女・遊女・盗人・歌手・大工・金貸し・けち・縛られている者・殺人者・両性具有者・シュードラ・医者・獵師・残飯を食する者・出産直後の女・市長・パティタ・役者・仕立屋・鍛冶屋・舞台役者・金細工師・竹細工師・武器売り・犬の調教師・造

り酒屋・洗濯屋・染物屋・皮革職人・その他（詳細は渡瀬『マヌ法典』一二六頁以下）。

さらに、劣悪とされる雑種身分の生業（『マヌ法典』一〇・三二一―一〇・五六）は、獵師・船員・皮作り・竹の売買・火葬場での仕事・馬および戦車の取り扱い・医術・後宮の護衛・商売・漁師・大工・野生獣の屠殺・穴居動物の捕獲・屠殺・皮革業・太鼓打ちなどである。

ここには、実に多様な職業の人間が穢れた存在・不浄な存在として把握されている。病者、障害者、犯罪者、秩序からの逸脱者、遊業者、雑業従事者、死・産・血に関係する者、洗濯など生理的汚れに関係する者、動物の飼育・訓練に関係するもの、性産業従事者、高利貸し、職人等々。

肉食について、『マヌ法典』は、本来肉食は自然な食生活であるとするが、それはやがて供犠のための殺生・肉食の容認に、さらには供犠以外の殺生の禁止へ、最終的には殺生および肉食の全面的回避に到達する（五・二八―五・四九）。

なお、不浄は一定のキヨメの儀式（手続き）によって原則として浄化されるとされ、『マヌ法典』は膨大な浄化の儀式を発展させた。

(三) カースト制度

ヴァルナとは、本来「色」をあらわし、身分・階級・種姓を示す語であり、ジャーティとは、生まれ（血統・家柄）を同じくする集団を意味し、インド全体で二〇〇〇―三〇〇〇を数える。日本では、カーストを四ヴァルナとし、サブ・カーストとしてジャーティをあてる場合が多いが、もともとカーストとはジャーティを意味する概念である。

ジャーティ（カースト）制度の成立について、山崎元一はつぎのように述べている（「カースト制度と不可触民制」）。

『叢書 カースト制度と被差別民』第一卷・明石書店・一九九四所収)。「バラモンによって唱道され、クシャトリヤがそれを支持することによって成立したヴァルナ制度は、いわば『上からのカースト化』である。一方、村落・都市社会やその周辺部には、職業を異にする集団や血縁を異にする集団が存在し、それぞれの規制により組織を維持していた。そしてこれがカースト形成のための『下からの力』となった。……概念的に言うならば、カースト社会の形成は、ヴァルナ制度の確立という形でなされた『上からのカースト化』が、『下からのカースト化』の担い手として存在していた諸集団の社会的役割を固定化し、それぞれの集団を階層秩序の中に位置づけることによって進んだ。そのさい、『上からの力』としてのバラモンのイデオロギーが、職業に関する諸規制や原始的信仰に基づく部族規制をカースト規制に転化させ、その維持を宗教的義務としたのである」。

またカーストを支えた思想について、山崎元一は論じる(同)。「ヒンドゥ教の特色は、そのもとで極度に発展した浄・不浄思想と、靈魂不滅観に基づく業・輪廻思想が、カースト制度に宗教的裁可を与えてきたところにある。／＼ヒンドゥ教徒は、不浄と見なされるものとの接触によって穢れを受けることを極度に恐れた。浄性がきわめて低いと評価される生業に従事する集団を、不可触民として排除するのはそのためである。しかし人間であるかぎり、出産、排泄、死などにもなう穢れから逃れることはできないし、また社会で生活する以上、不浄と見なされる者や人との接触を完全に回避することも不可能である。ヒンドゥ教の指導者であるバラモンは、こうした問題の解決策として、浄化儀礼を発達させた。儀礼には、沐浴のような簡単なものから断食や苦行に至るまで多くの種類があり、穢れの程度によっていずれかの方法がとられた。浄化儀礼という「抜け道」が用意されたことにより、浄・不浄思想はいっそう発達することになった。／＼カーストのランキングがバラモニック「ヒンドゥ教的」な浄・不浄観に基づくものであることは、すでに述べた。上位のカーストが、より高い浄性を保ち得るのは、下位のカーストが不浄と見なされるも

浄 ↑ ↓ 穢	アーリア人	バラモン	僧侶	再生族
		クシャトリア	王・武士	
		ヴァイシャ	平民	
	非アーリア人	シュードラ	上位カーストに奉仕する隷属民	一生族
		不可触民	穢れの仕事に従事する非差別民	人外の人

ろの仕事を担当するからである。バラモンはこうした犠牲の上に立ち、最清浄であることを誇った。そして、段階的に浄性を低下させる諸カーストの最下位に不可触民が存在した。このように、浄・不浄思想は、ヒンドゥ社会をカーストに分割する原理となっており、カーストの集合体であるヒンドゥ社会を秩序づける原理ともなっている。／ヒンドゥ教徒は、人がそれぞれのカーストの中に生まれたのは前世の行為「業」の結果である、と教えられてきた。したがって、彼らは自己のカーストに固有の仕事に専念せねばならない。それによって、来世の幸福が得られるというのである。このような徹底した宿命観が、カースト社会を安定させるために果たした役割は大きかった。

前掲、沖浦和光「揺れ動くインドのカースト制度」によってカースト制度を表示すれば、上表のとおりである。

(四) アウト・カースト（不可触民）の職業

死・産・血の「三不浄」や糞尿・汗・痰・精液など生理的な汚れを中心とした穢れの担い手が不可触民（アウト・カースト）である。その穢れは実体とされ、さまざまなレベルでの接触によって伝染し汚穢をひきおこすのである。「不可触」の民とされるゆえんである。不可触民（アウト・カースト）の職業は、掃除・洗濯・皮革・葬儀・刑吏・死畜処理・理髪・大工・陶工・筵作り・村の雑用等々である。第二節に紹介した『マヌ法典』の規定を参照されたい。なお、沖浦和光は以下のものを掲げている。

“burning the dead / working in ships / killing fish / selling meat / catching and kill-

ing animals / leather-craft / bamboo-craft / management of horses / driving waggons / executioner (hang man) / practice of medicine (physician) / astrologer / selling Soma / making instrumental music / dancer and performer / selling spices / making bows and arrows / washing clothes / sweeper / trainer of elephants, cattle, horses and camels / breeding birds" (Kazuteru Okiura, "HINDUCASTE IN INDIA AND BURAKU SEGREGATION PROBLEM IN JAPAN" 1996. 11. また野間宏・沖浦和光『アジアの聖と賤』人文書院・一九八三をも参照)。

(五) 宗教とアウト・カースト

一九九一年国勢調査 (CENSUS) によれば、宗教各派の人口比率は、ヒンドゥが八二・六%、ムスレムが一・四%、クリスチャンが二・四%、シクが二・〇%、ブディストが〇・七%、ジャインが〇・五%である。

以下、ヒンドゥ教以外の各宗派とアウト・カーストの関連について簡単にみておきたい。

①ムスレム (イスラム教徒) 一八九四七年八月インドとともに独立したパキスタンに多くのムスレムが移住した後、なおカシミールの他にケララ、アッサムなどをはじめとして各地に散在し、一億を超える最大のマイノリティ集団を構成する。カシミールの帰属問題はなお未解決で争いが絶えない。カースト差別から逃れるため、ヒンドゥ教から改宗するアウト・カースト (不可触民) の人々も多かった。一説にはその八五%が元不可触民ではないかともいわれる。今日、元不可触民≡ダリットであっても、ヒンドゥでないとして指定カースト (SC) に含められず、留保制度 (reservation system) の対象になっていない。

②クリスチャン (キリスト教徒) ≡その七〇%以上 (七六%とも) がダリット。ムスレムのダリット同様、クリスチャンのダリットも SC に含められていない。クリスチャン内部における差別も報道されている。

③シク（シク教徒） 〓 ヒンドゥ教の改革をはかったナーナク（一四六九～一五三八）の創始した一神教的宗教。唯一神観・偶像否定・万民平等観などのムスレムの要素と、業・輪廻説と解脱志向をもつヒンドゥの要素をあわせもつ。ヒンドゥでは、異なるカーストの者が一緒に食事できないが、シクでは寺院（グルドワラー）の給食施設（ランガル）で、信徒がカーストにかかわらず無料で共同の食事を供される。グリットも少なくない。当初SCに含められたのは、ヒンドゥとシクのグリットだけであった。パンジャブ地方を中心とするマイノリティで、パンジャブ州独立運動（カリスタン運動）も存在する。

④アディスト（仏教徒） 〓 前五世紀頃に、シャカ族（モンゴロイドか？）のカピラ国（現ネパール南部）の王子、ゴータマ・シッダールタ（前四六三頃～前三八三頃？）の創始した世界宗教で、当時のバラモン教のカースト制度を否定して、万人の平等・すべての者の救済の道を説いた。一九五六年一〇月一四日、B・R・アンベドカル（グリットで、インド憲法草案作成者）の呼びかけで集団改宗したグリットのニュー・アディストは、伝統的アディストとともに、ヒンドゥ・カーストの枠外だとしてSCから排除されてきたが、近年（一九九一年）SCに含められるようになった。

⑤ジャイン（ジャイナ教徒） 〓 開祖マハーヴィラ（前四四四頃～前三七二頃？）。仏教とともに、バラモン教の伝統と権威を認めない非カースト的宗教として成立。解脱して永遠の安らぎの境地に至るため厳しい戒律をもつ自力宗教で、厳格な菜食主義の立場を守る。

(エ) 指定カーストと留保制度

指定カースト (Scheduled Castes, SC) とは、一九三五年インド統治法ではじめて用いられたアウト・カースト (ダ

リット諸カースト)を指す行政概念で、数度の改正を経て現在にいたっている。指定部族 (Scheduled Tribes, ST) も同じ経緯で、SCとはほぼ同様の取り扱いを受ける部族のマイノリティ集団である。現在、SCが人口の約一六・三%、STが約七・八%を占めている (SCは一九九一年、STは一九八一年センサスによる)。

憲法は不可触民制の廃止を宣言し、カーストなどを理由とする差別を禁止している。また、「不可触民制犯罪法一九五五年」が制定され、一九七六年に改正されて罰則も強化され、「市民権保護法一九五五年」となった。ただし、実効性の面では依然問題を残している。

また、憲法は、国がSC、ST、その他の後進諸階級 (Other Backward Classes—OBC、その大きな部分はシェードラ) のために積極的に特別措置規定をとるものとしている。

こうして、憲法上の要請にもとづき、SC、STは中央、州などの議席、高等教育、公的雇用の三分野で「留保制度」 (reservation system) の適用を受け、またOBCは、各州レベルで公的雇用と教育の面で留保政策の対象になっている。

ダリットの社会経済的な現状については、押川文子「独立後の『不可触民』」(『叢書 カースト制度と被差別民』第五巻・明石書店・一九九五所収) がくわしい。それによれば、①インドの就業構造 (%) は就業人口比) は、非組織部門八九・七%、組織部門 (公共部門および一〇名以上の被雇者をもつ非農業部門の法人等) 一〇・三%で、そのうち前者では、農業が七四・一%にたいして、村落・家内工業、商業、サービスが二五・九%の割合であり、後者では、公共部門が六七・七%にたいして、民間部門三一・三%である (一九八一年)。②その八割以上が農村居住であるSCは、土地改革にもかかわらず、大半が土地無しないしは極小規模の土地所有者で、農村の下層に集中している状況である。③農業部門以外の非組織部門でSCの大半は不安定な低賃金層をなしていると考えられる。④組織部門のうち

公共部門では、SCは留保制度によって下級、中級だけでなく上級職にも一定の参入がみられる。⑤SCと一般との識字率の格差は依然大きく、特に北部のヒンディ・ベルト地帯におけるSCの女子の初等・中等教育の遅れが目立つ。⑥ただ、高等教育ではSCの進出がめざましく、格差は縮小しつつある。

これによれば、依然として多くの問題が未解決であるが、高等教育や公的雇用の面で一定の前進をみていることが確認されよう。

また他方で、留保政策の一定の進展とともに、SC内部の格差の拡大、SCと他のカーストとの対立という新たな問題も浮上しており、国民のコンセンサスを獲得しつつ、SCの社会経済的自立が可能になる政策の強力な進展がいつそう求められる。

(七) 新たな社会的動向

近年タリットの政治的、社会的覚醒が論じられているが、そのなかでも特に新しい社会的動きとして注目されるのが、一九九二年一二月に結成されたタリット連帯プログラム全国活動委員会 (Dalit Solidarity Programme National Working Committee—DSPA) の積極的な活動である (世界教会協議会—WCCCのホプ・スコット師がバグワン・ダス、ジェイムズ・マッセイにアプローチしたのが結成の端緒である)。代表にはバグワン・ダス (フディスト)、書記にはジェイムズ・マッセイ (クリスチャン) が就任し、メンバーは二二名のクリスチャン、一三名のヒンドウ、二二名のフディスト、二名のムスレム、二名のシクから成る。各地でセミナー、集会、キャンプなど活発な活動を展開中である。

DSPの結成目的はつぎのとおりである (Dalit Solidarity Programme Report 1994～1995, p. 42)。

① インドのダリットを宗教や地域や言語やカーストあるいはサブ・カーストという相違を横断して統一すること（『ダリットの統一』）

② ダリットの惨めな状態を全体に広げかつ永続化するような現行の教育システムを変更すること（『教育の解放』）

③ インドの先住民（指定部族）と密接に活動すること（『STとの共闘』）

④ ダリット関連の問題を国際化すること（『ダリット問題の国際化』）

また、一九九五年度のDSP活動方針は以下のとおりである（前掲、沖浦和光「揺れ動くインドのカースト制度」）。

① 国際連帯を強化し、国連人権委員会へもNGOを派遣し、世界各国の被差別民解放組織とのコミュニケーションを強化する。

② 先住民族（ST）との連帯と共闘関係を強化する。

③ カースト制度により特に迫害を受けていた女性の解放運動に力を入れ、独自の組織と運動に乗り出す。

④ 解放のキー・ストーンは教育と仕事保障である。そのため、なによりも若い世代の教育を推進し、独自の青年組織を結成することが急務である。

⑤ 各州で差別と闘う地方組織をねばり強く形成していく。

⑥ カースト制度はアリア人のインド侵攻にはじまる人種差別が起源である、との歴史認識を共通化する。

DSPは一九九七年までは前述の結成目的にもとづいて活動を展開するが、それ以降はダリット政党と連合して運動を進めるか、あるいは多数の諸組織と連携して運動を展開するか、新たな選択をおこなう予定である。

君主	皇帝
貴族	皇族・貴戚
士族	百官・士大夫
庶民	農民（少数の商工を含む）
賤民	官賤民・私賤民

(註)

唐代賤民は総人口六千万弱の
 5%程度と推定されている。
 良民=士族、庶民。

官 賤 民	太常音声人
	雑戸
	工戸・樂戸
	官戸（番戸）
私 賤 民	官奴婢
	部曲・客女
	私奴婢

(二) 良賤制の成立と「賤」身分

三、中国における「賤民」制——その成立と解体

中国における良賤制は、隋（五八一―六一八）・唐（六一八―九〇七）の時代に完成したが、神野清一によれば、

それは魏・晋・南北朝時代以来の身分制を総括した完成された国家的身分制度であり、国家的身分秩序としての良賤制は北魏（四三九―五三四）以前にはまだ成立していないというのが学界の共通認識であるという（『卑賤観の系譜』吉川弘文館・一九九七）。他方、沖浦和光は、良賤制の骨格は秦漢の時代（前3世紀―後3世紀）に形成され、唐代にいたって法体制として完成とするとみている。北魏の「良民奴婢制」を加えるのかどうかも含めて、「良賤制」をどのように定義するのにかかわるものと思われるが、いずれにしても、世界法制度上画期的なものとして体系化された中国律令制度は、律（刑法）・令（行政法）・格（追加臨時法）・式（施行細則）にもとづく中央集権的国家制度で、その内部に皇帝を頂点とし、賤民を底辺とする貴―良―賤の身分制度を規定していたのである。

唐律令の身分制度を表示すれば上表のとおりである（野間宏・沖浦和光『アジアの聖と賤』人文書院・一九八三。一五五頁。順位の一部を改めた）。

神野清一の前掲書によって、各「賤民」の特質およびその成立経緯を整理す

ればつぎのようになる（なお、浜口重国は、工戸・楽戸が雑戸と官戸との中間に位置するという玉井是博・瀧川政次郎両説に対し、曾我部静雄説に同意して、工戸・楽戸は官戸と同じ等級で、官戸の特別なものにすぎないと主張する。『唐王朝の賤人制度』、東洋史研究会、一九六六。第二章参照。神野は玉井説によっている。）

①官奴婢∥官賤身分の最下位の官有奴隸。一一歳以上の者は、元日、冬至および寒食（冬至から一〇五日目の前後三日間に、火を使わず冷たいものを食べる行事）の三日間のみ休暇。産後の官婢や、父母の葬・結婚においては、三日の公休。田は支給されず、良民の六割の園宅地が支給。

②官戸（番戸）∥官奴婢のすぐ上の官賤身分。六〇歳または廃疾の官奴婢は奴婢を免じて番戸とする。推定一六歳以上のものが、年間に一カ月ずつ三回役に服す。口分田は良民の半分を支給。七〇歳で良民に解放。

③工戸∥宮廷で用いる高級工芸品の製作にあたる高度の技術者。担当官司に隷属。

④楽戸∥宮廷祭祀や儀式における音楽・歌舞を担当。年間に一カ月ずつ三回服務。担当官司に隷属。

⑤雑戸∥居住地の州県に戸籍。一六歳から六〇歳が二年間に一カ月ずつ五回服務。支給の田は良民と同じ。良民との婚姻は不可。推定六〇歳で解放。

⑥太常音声人∥楽戸同様音楽をもつて奉仕。州県に戸籍。年間に一カ月ずつ二回服務。隋の楽戸を唐が再編したものの。百姓同様の受田。良民との婚姻可（太常音声人以外は同色婚が原則）。百姓と異なり賦役を課されず、音楽を専門とする。良民に近い準賤民。

⑦私奴婢∥私家・寺院などに所有される奴隸。財物として売買可。無姓。国家は田を支給せず、園宅地のみを賤口五名にたいし一畝のみ支給。よつて課役の負担なし。

⑧部曲・客女∥私奴婢の上。部曲は債務奴隸のような存在。正規の売買ではないが、事実上他人に有償で放出され

た（「転事」）。奴婢のように一度に全員が駆使されるのではなく、交替で何割かは労役を免ぜられたらしい。客女は部曲の妻。部曲は奴婢と異なり、良民の女を妻にできた。部曲と結婚した良女は部曲の待遇。客女と良男との結婚は禁止。私奴婢が主人の恩恵などにより部曲・客女身分になることは法認されていたが、両者の通婚は禁止。部曲は姓をもつが、もとは庶民で零落したもので、本来の奴隸（奴婢）ではなかった。田、園宅地、課役については私奴婢と同じ。

隋・唐の良賤制の特質のひとつは、奴婢（奴隸）だけではなく、雑戸・官戸・部曲その他の賤身分が、国家的身分として身分体系のなかに組み込まれている点である。北魏の段階では、良賤制の「一小段階」としての「良民奴婢制」だったとみるべきであろう。

部曲・客女身分の創設は、北周末の五七七年で、隋の煬帝の時、奴婢とともに部曲への受田と課役を廃止され、完全に良身分と区別された。雑戸は、北魏時代の被征服民の技能民や雑役民を、六世紀前半の東魏・西魏分裂期に雑戸と略称、配属官司に籍を置き、種別に陵戸・牧戸・馱戸・工戸・樂戸などとも呼ばれた庶民の下層の良民だったが、北周時代にすべて解放され、隋朝においても復活されず、隋は新たに番戸（官戸）を設けて旧雑戸の負担した技芸・雑技を負担させた。その後、唐代はじめまで官賤身分は官戸・官奴婢の二種のみで、雑戸制復活は七世紀後半以降らしい。なお、唐代雑戸は官戸と同じく官奴婢の解放によるものが多かったという。工戸・樂戸は北魏時代には雑役の戸で良民身分であり、その後北周の五七七年雑役の戸は解放されるが、樂戸の一部は良人樂戸として官に残したとされる。隋朝前期には犯罪により没官されたものを樂戸に配属、六一〇年煬帝はかつての解放樂人とその子孫を樂戸としたが、これは良民に属し、唐代にはいってから官戸に準じて賤身分にされたらしい。かくて、良賤制とは、隋・唐の統一王朝出現により完成した国家的身分制なのである。

なお、奴婢は、国家への反逆・社会秩序への背反で罪に問われた者、戦争の捕虜、債務による身売りなどによるものを含む。賤民は、農業に従事する良民以外の、農業より低価値とされた仕事に従事する者という側面と、国家の定める秩序（君臣の大儀・家長制秩序・人倫の大儀に反した者）にたいする反逆者として罪人にされたという側面をもっていた（野間・沖浦『前掲書』、浜口重国『前提書』）。

（二） 良賤制の思想的系譜

儒教は中国の国家体制を支える強力な思想体系でありつづけた。孔子、孟子をはじめとする先秦儒学、漢から唐にいたる漢唐訓詁学、宋・明の性理学（朱子学）、清朝考証学等々。沖浦和光は、律令制の主要な柱である良賤制の思想的核ににあったのは儒教の系譜から出たものと指摘する。すなわち、儒家の荀子から法家の韓非につながる系譜である。

春秋・戦国時代は諸子百家が輩出してそれぞれの思想を説いたが、そのなかで孔子（前五五二頃～前四七九）、孟子（前三七二頃～前二八九頃）を代表とする儒家は周代の封建制度を理想とし、孝や悌という家族道徳を基礎において人間の在り方を仁として（「孝悌也者、其為仁之本与」、「論語」）、これを政治の基本とした。荀子（前二九八頃～前二三五頃）は戦国時代末期の儒家だが、孟子の性善説にたいして性悪説を唱え、君主の専制支配を擁護した。韓非（？～前二三三）は荀子の弟子だが、法家として、儒家の道徳論を批判し、君主による専制的官僚政治を主張し、その主張は秦の受け入れるところとなった。

以下、野間・沖浦『前掲書』に依って荀子、韓非の思想を簡単にまとめておく。

荀子

① 荀子は従来の儒学思想を転換させた。

② 孔子は、仁を根本に「修身・齊家・治國・平天下」（大学）の論理を展開し、この仁を体現した聖人が天命をうけて王道政治（務農・興学）を世に布くべきものとしたが、荀子は、孔子の「天人」関係（「天命論」）を否定し、天は自然法則により、人間社会は社会固有の秩序によって保たれるという「天人分離論」を説いた。

③ 孟子は、人間は生まれながらに天から享けた道徳心を潜在させているという性善説をとるとともに、「舜も人なり、我也亦人なり」（離婁）と皇帝の宗教的神聖性を否定し、「民を貴しとなし、社稷これに次ぎ、君を軽しとなす」（尽心）とする民本主義に立ち、暴君を放伐する易姓革命を唱えたが、荀子は、同じく「君は船なり、庶人は水なり、水はすなわち舟を載せ、水はすなわち舟を覆す」という民本主義的な古伝の立場を採りつつも（王制篇第九）、性悪説の立場から、人間の本性は自己中心的な欲望で、放置すればアナーキーな競争のため社会は無秩序におちいるとして、教育や外的規制によって社会秩序を保つことを主張した。

④ すなわち、荀子は、「人生まれて群なきこと能わず。群して分なくば争ふ」とし、「貴賤の区別がないと治まらず、勢力が同じだと統一がとれず、衆人に差等がないと使役できない。天があり地があつて、物には高い低いの差別があるが、聡明な王者もはじめて位につくと、国を治めるために上下の制を設けるものである。／＼…勢力や地位が等しくて好き嫌いもおなじであり、物資が欲求を満たすことができなければ、必ず争奪が生ずる。争奪すれば必ず混乱を生じ、混乱すれば窮地におちいる。先王（古代の聖王）はそうした混乱を憎んだため、礼儀を制定して区別をつけ、貴賤貧富の段階を設けて、上位の者が下位の者を支配することができるようにしたが、これは天下の人民を養い治める根本である。『書経』（呂刑篇）に、『差別なき平等は眞の平等にあらず』とあるのは、このことを言ったのである」と論じた（王制篇第九、『中国文学大系3』、平凡社、一九七〇）。

韓非

①戦国時代に台頭した法家思想は、人の本性はもともと悪で、すべて利害打算で動くのだから、孔孟流の道德的教化主義（仁政）では駄目だとして、実定法による法治主義にもとづく専制官僚政治を主張、特に『韓非子』の哲学が大きな役割をはたし、秦はこの学説を取り入れ、それに反対した儒家に焚書の大弾圧を加えた。

②荀子は、抽象的に貴賤の身分差別の必要性を説いたにすぎないが、韓非の主張はきわめて具体的で、名君の政治は、商人、職人、無為徒食の者の数を減らし、彼らの身分を低くすることであり、それによって、農業を捨てて無益の業に就く者を減らし、五種の害虫（儒家・墨家の学者、国家の利益と矛盾する論客、遊侠の徒、権臣に賄賂を使って兵役を逃れる徒、商工の民）を排撃せよとするものであった（五蠹篇。また、顯学篇も参照）。

③韓非の重視したのは、国家の基幹としての農業（耕作）と国家の安泰を保証する軍力（戦闘）で、この二つを軸にして、君主に絶対的権力を与えて中央集権的な国家を構想した。始皇帝に採用されたが、妬んだ同門の李斯により毒殺、李斯が法家思想を世俗化して秦帝国の思想的基礎づけをおこなった。

④農業中心の農本主義で、商工民は賤あるいは賤に近いものとされ、身分制でも商工民は農民より下に置かれた。この『韓非子』の考え方が律令制に大きく投影しており、良賤制の根底にある。

(三) 中国的貴賤観の構造

インドのカースト制が東南アジア一帯、ネパール、セイロン、ビルマ、さらにはインドネシアのバリ島にまで拡大したのにたいして、唐の律令制による身分差別は、北東アジアの渤海、遼、金の北方系騎馬民族国家、朝鮮半島、日本から、東南アジアの一遇を占めるヴェトナムにまで導入されることになった。

ここでも主として野間・沖浦『前掲書』に依りつつ、中国律令制における貴賤観念の構造を、インドにおけるカースト制の淨穢観念のそれと比較してみよう。

インドでは、清掃、屠殺、皮革加工など穢れの職業とされる専門的担い手として、永続的な世襲的集団である不可触民層が成立したが、中国の賤民はそれとは位相を異にする。それは、カースト的な淨穢の絶対的・質的対立性にたいて、中国的な貴賤の相対的・量的対立性といわれるもので、ここでは貴↓良↓賤、あるいは賤↓良↓貴の可能性が存在するのである（インド的不淨観との決定的相違）。

夏・殷・周の故地を中心とした地域は、北方生活文化の影響もあり、太古から肉食していて、狩猟・漁撈・屠殺・皮革関係の仕事を穢れとして不淨視する思想は生まれなかったという。

『周礼』は、後漢の儒者鄭玄の註がつけられているので漢の時代の作と推定される。前漢は、前二〇二〜後八年、後漢は後二五〜後二二〇年で、『マヌ法典』作成時代と同じであるが、そこに記載の三六〇官のなかに、肉食・皮革関係の職制として王に直接奉仕する役人がみられる。庖人（食用畜類供給）・亨人（祭祀に時に肉類を煮る）・獸人（野獸の狩猟）・獻人（魚類捕獲）・鼈人（亀やすつぽん捕獲）・腊人（干肉製造）・司裘（毛皮製造）・掌皮（皮革製造）である。もちろんそれぞれの担当官職では管理職を除いては賤の身分であるが、不淨視された存在ではない。

篠田統『中国食物史の研究』（八坂書房、一九七八）によれば、動物性食品としては、牛・羊・馬・豚・犬・鶏の六畜、鹿・熊・猿・兔の野獸、鷹・鴨・鶉・雉の野鳥、鼈をはじめ各種の亀類、天然・養殖の魚類、貝・蝦・蟹、蟻の卵のしおからなどが扱られていたというし、加茂儀一『日本畜産史』（法政大学出版、一九七六）によれば、中国は、古来北方あるいは西方の遊牧民から肉食の風習の影響をうけており、その肉食の風習は非常に古くから存在し、中国人にとっては、例えば豚のように、肉食は彼らの食生活にとって不可欠になっていたから、後に仏教が入ってきたと

き、その殺生禁断の教えもこの肉食生活を変えることはできなかったという。インドのバラモンのように菜食主義者は存在せず、北魏の孝文帝の牛馬屠殺禁止令（四七五年）も守られなかった。紀元前に中国へ入った仏教は唐の時代に全盛時代を迎えたが、国家の骨となったのはあくまでも儒教であった。

『周礼』は万民を九職に分類している。①米作農耕民②その他瓜果蔬菜栽培などの農民③山林河川の労働従事者④牧畜従事者⑤百工（職人）⑥商人⑦糸加工従事の女子⑧雑事の奴婢⑨定職のない傭工である（『国に六職有り』として、王公・士大夫・百工・商旅・農夫・婦功ともする）が、工は木工、金工、皮工、玉工、土工で、とくに皮工が不浄視されているわけではない。

『漢書』では「鉏（鋤）・鉤（鋤）・田器を持つ者は皆良民たり」とされ、前漢にまとめられた『礼記』は巫（女）、祝（男）、刑人、史（書き物をして神に捧げる）、射（弓で獸をとる）、御（御者）、医、卜、百工などを賤としている。唐の時代にも、基幹の農業以外の工・商・医・巫などは皆賤であるとされた（野間・沖浦『前提書』一四六頁）。

カースト制の場合は、不可触民の出自から絶対に脱出不可能だが、中国律令制の場合は、身分や職業は世襲でも、その賤民の地位から抜け出すことができた。唐律令によれば、官奴婢は、一度赦免されるか、または六〇歳になるかまたは廢疾になると、官戸（番戸）に上がる。官戸は七〇歳で良民に解放される。さらに官戸になった元官奴婢は再び赦免されると雑戸になり、三度目に赦免されると良民になる（「一たび免じて番戸と為し、再び免じて雑戸と為し、三たび免じて良人と為せ」『唐六典』卷六。浜口重国『前提書』第三・四章参照。なお日本の養老律令の規定では、官奴婢が六六歳または廢疾になると、官戸となり、七六歳で良民となった）。私奴婢も売買の対象だが不可触の存在ではなく、また、主人の恩赦や主人の家の廢絶によって解放されるとただちに良民となりうる存在であった。インドの不可触民がア・プリオリに穢の存在とされたのと対照的である。また私奴婢は主人の国家に対する反逆に限りそれを告

皇帝	君
宗室・貴族	
縉紳（高官・一般官僚）	官
紳衿（挙人・監生）	
凡人（大地主・自耕衣・佃戸）＝（農民、兵士、商人、手工業者、塩焼き等）	良
雇工人＝（良賤の中間）	
賤民（隸卒・佃仆・墮民〔包括墮民、蠶戸等〕・奴婢）	

（経君健『清代社会的賤民等級』掲載表を一部訂正）

発でき、官賤民は他人の犯罪を告発できた（同書五四、一七五頁）。征服民族にたいし、インドではシュードラ以下の隸属民とされたが、中国の場合は、中華思想（華夷思想）で中華と夷狄を差別するとともに、王化思想で中華と夷狄を再統合した。化外の民の「帰化」による良民化である（今泉隆雄「律令国家と蝦夷」（一九九七・一〇）によれば、日本でも基本的には同様で、服属した蝦夷（俘囚）はほぼ全国にわたって移配もされ、数十年後に公民化された。

（四） 良賤制の解体

唐以後、中国王朝は、宋から金・南宋へ、さらに元、明、清へと移っていった。王朝の興亡は易姓革命論を裏打ちするものであり、そこには聖なる宗教的権威のほいる余地はなく、北方騎馬民族系国家のもので日本にも伝来したという万世一系という血統崇拜は問題にもならず、さらには賤あるいは賤に近い存在の者が皇帝になる可能性を現実のものとし、賤↓良↓貴の身分的流動性をも示すものであった。夷狄・西戎が皇帝となり（元、清）、あるいは、明の皇帝に就任したのは、土俗的な仏教思想の白蓮教で武装

した下層農民の紅巾賊からでてきた朱元璋（小作―佃農出身で流浪の乞食僧）であった。

賤民制が清の時代まで存続したのはたしかだが、制度も実態も大きな転換があったといわれる。

清朝の良賤制を表示すると前表のとおりである。

清朝の安定を謳歌しての措置として、雍正帝の時一七二三、一七二九、一七三〇年に賤民廃止令（樂戸・丐戸・蠶民・墮民などを賤民から解放する令）を出したが、奴婢の解放には全く触れず、また除籍戸にも科挙応試を制限し、一七七一年令でも四代後親族すべてが「猥業」を廃していることを応試の条件とした。（林宏作「中国の階層構造とその意識形態」一九九七・三、木山英雄「中国における賤民的差別の一例」一九九七・九参照）。

清の雍正年間の解放令につづき、一九一二年、辛亥革命直後の共和制民国臨時政府は、再び、蠶戸、墮民、所謂義民、薙髮者（理髮師）、優倡（俳優・娼妓）、隸卒（役所の特定の雑業従事者）など「平民と齒するを得ざらしめられた」人々を解放する「大統領通令」を公布した。こうして、共和制民国では名実ともに賤民差別が一掃されたはずであったにもかかわらず、前掲木山英雄レポートによれば、彼らの「生計問題」を放置したままのために、主に婚姻と職業の面におお牢固たる差別の実質が維持されていたという。すなわち、制度上の差別は撤廃されても、社会的レベルでの差別は依然として存続していたのである。

民国時代の「特殊民族」は四種ある（前掲木山レポート）。畚民^{しや} 浙江省南部の山地で焼畑耕作を営む僑族^{きやうぞく}の一支族で、独自の習俗を保持する少数民族、②蠻民^{まん} 主に福建・広東の南海地方に分布する大きな水上民部落、③九姓漁戸 元末の天下を明の太祖と争い滅ばされた陳友諒一党の陳、錢、李、林、袁、孫、葉、許、何を姓とする九族が貶せられて、船上生活をおくる集団、④墮民^{だう} あいまいな存在である。浙江省の「各県墮民の男女ともに最も微賤な仕事に従事している。屠殺、かごかき、剃頭、髪結い、顔剃りおよび婚葬祭祀時の演唱、樂手、給仕、喜娘^{しにや}…などの仕事

はすべて墮民によって行われる。暎県ではその男子もまたさらに蛙捕り、水飴売り、竹灯作り、機扣編み、棕櫚繩作りを業とする。紹興県では、男子は蛙捕り、飴売りを業とするほか、もち団子を民間のボロ布、頭髮、鶏やアヒルの羽毛などの廢物と交換し、仕分けて、あら繩で括り上海の外國商人に売る」(姜卿雲『浙江新誌』)。かれらは一般民の蔑視や嫌惡のなかで、またそれにもかかわらず、婚葬などの祝祭事に欠かせぬ役割をはたしたわけである。かれらは明代資料に登場する丐戸の系統をひくものかもしれないがなお判然としない(前掲木山レポート)。なお沖浦・野間『前掲書』は、清代賤民層として、娼優、隸卒、乞頭(乞食の長)、六色(冠婚葬祭などの儀礼に関する雜役)、剃頭的(散髮屋)などを例示する(一六五頁)。

第二次大戦後の中華人民共和国の成立と革命の進展は、社会的レベルでの差別に最終的に終止符を打ったのか。この問題に関しては、ジェイムズ・L・ワトソン「広東社会の葬儀専門職——穢れ、儀式の実施、社会的階層——」(『中国の死の儀礼』平凡社・一九九四)が示唆に富む。ワトソン論文は、香港新界の元朗地区の二つの村で二九カ月現住しておこなった調査活動(一九六九―七〇年、一九七七―七八年)にもとづいている。かれは、①共同体の参与―非職業者の役割、②葬儀の職業的実行者として、a)葬儀の道士―制度化されたよそ者、b)音楽と樂士たち―靈魂と遺体を一体化しておくこと、c)死体処理人―下層民の最下層、d)補助的な仕事をする者―尼僧、輕業師、そして役者、③棺の設置人、骨堀り人④葬具と助言の提供者―風水師、棺桶屋、葬儀用具の製作・供給者、⑤石工などを分類・分析し(とくに②が穢れの中心的担い手である)、結論部分で、インドの下位カーストと比較しつつ、中国社会における穢れと汚名の再生産について、要旨つぎのように述べている。

「中国の葬儀専門職には、汚名を次の子孫に伝えるカーストはない。葬儀を実施する人々は道士を除いて、みな結婚していないかあるいはもともと結婚できない。かれらは、自己選択によって、あるいは貧困のせいで、尼僧、喇叭

手、死体処理人になる。その技術と識字のレベルはだれでも葬儀専門職に従事することを可能とする。道士は同族婚ではなく、風水師や棺桶屋の店主と同じく、自身の階層内で（職種内ではなく）結婚した。それゆえ、ヒンドウ教のカースト下位の業種とは対照的に、中国には、儀礼専門職の固定的階層はあらわれなかった。中国では、インドと異なり、殺気による汚名はその人がぎりで、肉体をつうじて次世代に伝えられない。すなわち、中国では、死の汚染は直接それを扱う人々にのみ作用し、その子孫には影響しない。道士の息子は別の職業を選べば、普通の村人として扱われるのである。後を継いで道士となる第一の動機は経済的理由で、不可避で運命的なものはない。インドとの決定的相違は、中国ではこの階層が一般住民の下層からの新参者によって世代ごとに新しく再構成されることであり、葬儀における汚名の再生産は、結婚や相続のシステムとは結びつくものではなく、私的な自己選択によっておこなわれるのである」と。

中国における、インドのカースト的浄穢の絶対化とは異なった、相対的貴賤観の伝統の一端——死穢の面でのケガレの相対性をわれわれはここに見ることができ、といえるのではなからうか。